

教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

1 日 時

平成27年11月20日（金）

開会 9時30分

閉会 10時22分

2 場 所

教育委員室

3 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員 前田光久委員長、森脇健夫委員、岩崎恭典委員、柏木康恵委員、
山口千代己教育長

欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 山口千代己（再掲）

副教育長 信田信行、次長（教職員担当）木平芳定、

次長（学校教育担当）山口顕、次長（育成支援・社会教育担当）中嶋中、

次長（研修担当）中田雅喜

教育総務課 課長 長崎敬之

教育財務課 課長 中西秀行、課長補佐兼班長 長尾和子

教職員課 課長 小見山幸弘、班長 早川巖、班長 加藤真也、

課長補佐兼班長 竹尾和彦、主幹 山北正也、主幹 奥山充人

5 議案件名及び採択の結果

件 名	審議結果
議案第34号 専決処分の承認について（補正予算第5号関係）	原案可決
議案第35号 職員の人事異動（市町立小中学校）について	原案可決
議案第36号 平成28年度教職員人事異動基本方針について	原案可決

6 報告題件名

件 名
報告1 平成28年度当初予算の要求状況について
報告2 事務局職員の人事異動報告について

7 審議の概要

・開会宣言

前田光久委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（平成27年11月2日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名人の指名

森脇委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第35号及び報告2は人事管理に関する案件であるため、報告1は要求状況の公表前であるため、非公開で審議することを決定する。

会議の進行は、公開の議案第34号及び議案第36号を審議した後、非公開の議案第35号を審議し、報告2及び報告1の報告を受ける順番とすることを決定する。

・審議事項

議案第34号 専決処分の承認について（補正予算第5号関係）（公開）

（中西教育財務課長説明）

議案第34号 専決処分の承認について（補正予算第5号関係）

平成27年11月12日急施を要したため、別紙のとおり平成27年度三重県一般会計補正予算（第5号）に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求める。平成27年11月20日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 平成27年度三重県一般会計補正予算（第5号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から意見を求められたが急施を要したため、三重県教育委員会教育長事務専決規則第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項によりこれを報告して承認を求める。

これが、この議案を提出する理由である。

次ページが、専決処分として教育委員会の意見を知事に出した写しであり、その裏面が知事から意見を求められた照会文書でございます。

内容についてですが、1ページで平成27年度の歳出補正予算ということで、各項別の増減表を一覧にしております。補正前が1,594億2,728万9千円、補正額が7億7,913万4千円。補正後の金額として1,602億642万3千円となっております。

主な内訳につきまして、2ページをご覧ください。

まず、教職員の人件費について再算定を行いました結果、事務局人件費で1億4,429万円を、小学校人件費で7億8,375万1千円を、中学校人件費で3億4,064万5千円を、高等学校人件費で2,777万1千円をそれぞれ増額する一方、高等学校報酬等で6,946万5千円を、特別支援学校人件費で2億7,326万円をそれぞれ減額するものです。

次に、人件費を除く主な事業についてご説明申し上げます。

教育総務費のうち、児童手当は、児童数の減少に伴い2,590万円を減額するものです。高等学校費のうち、高等学校運営費は、電気料金の値上げに伴う光熱水費の増額等に伴い、3,371万4千円を増額するものです。校舎その他建築費は、入札による工事請負費の減額等に伴い、7,195万4千円を減額するものです。特別支援学校費のうち、特別支援学校施設建築費は、入札による工事請負費の減額等に伴い、3,589万4千円を減額するものです。社会教育費のうち、受託発掘調査事業費は、国、中日本高速道路株式会社からの受託事業の減に伴い4,507万2千円を減額するものです。債務負担行為につきましては、3ページのとおり、教職員一般健康診断等委託に係る契約、特別支援学校スクールバス等運行委託に係る契約など5件について、平成28年度当初からの事業を円滑に進めるため、債務負担行為として計上するものです。

最後に4ページをご覧くださいまして、今回、全庁的にこの12月補正で伊勢志摩サミットの関連事業を計上しております。全庁的にはこの一覧表のとおり13本ですが、教育委員会としては、一番最後の伊勢志摩サミット開催に係るサミット給食推進事業に49万円を計上しています。

さらに、こちらの県費支出ベースでは出てきておりませんが、伊勢志摩サミット県民会議の事業として、ジュニアサミット高校生参画準備事業費として256万円を県民会議のほうの予算で計上していく予定としております。

私からの説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

【質疑】

委員長

委員の方からのご意見、ご質問等はよろしいですか。

岩崎委員

特別支援学校人件費の再算定で減額の額が非常に多いような気がしますが、これは何か、どういう形で再算定で減ったのか。

次長（教職員担当）

今回の補正の要因はいくつかありますが、そのうち、特に特別支援学校の減は、教職員の人数を昨年度の10月1日現在をベースにしなが、昨年度の当初予算を作成するのに、退職見込、新規採用者の人数等々を見込みながら、あと、定数、子どもたちの数によって定数が変わるというの見込むわけですが、特別支援学校は特に学級数が小さいので、慎重には見込みますが、実際に特別支援学校に入学されるかどうかということによって、入らないというのも入れて、入った場合に教職員定数は確保する必要がありますので、その分だけ実績として教職員定数として落ちていくという、例年そういう状況です。特に大きい要因としてはそういうことです。

あとのところで増額になっておりますのは、今回、特に共済年金が一元化になりまして、その部分で一元化になることによって県の負担金が増えるということではないですが、当初に一元化の内容が少し不明確な部分がございます、その部分を計上できていなかったもので、改めて計上させていただいたということで、ほかの職の人件費については、今回、増額となっております。

委員長

ほかの委員の方、よろしいですか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第36号 平成28年度教職員人事異動基本方針について (公開)

(小見山教職員課長説明)

議案第36号 平成28年度教職員人事異動基本方針について

平成28年度教職員人事異動基本方針について、別紙のとおり提案する。平成27年11月20日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 公立学校職員の人事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第3号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第2号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

平成28年度の教職員人事異動基本方針の案で、このような形で調整をさせていただきました。次ページには、昨年との比較ということで新旧対照表という形でお示しさせていただきました。現在、教育委員会では次期三重県教育ビジョン(仮称)を作成中で、現在、パブリックコメントを受け付けた後、最終案という形でまとめる段階です。本年度はこのような中での人事異動方針となるため、ビジョン中間案に掲げました子どもたちに身につけてほしい力を学校で育むための教育を着実に推進することを基本方針のところの冒頭の部分に明記をさせていただきました。

また、これまで学校において三重県教育ビジョンのもと、子どもたちに育成してきた力や家庭や地域と連携・協力をして取り組んできた魅力ある学校づくりについて記述等をさせていただきました。それ以降の部分については変えてございません。教職員一人ひとりがやりがいを高め、その能力を十分に発揮し、使命感と情熱を持って、児童生徒の目線に立った教育の実現に取り組めるよう、積極的、計画的な人事異動を行うという方針で取り組んでいきたいと考えております。よろしく願いいたします。

3ページ以降は、小中学校教職員の人事異動実施要領です。

3ページ、4ページは、平成28年度の案ということで、同様に5ページ以降、昨年度との新旧対照表という形でご準備させていただきました。小中の教職員人事異動の昨年との違いは、6ページをご覧くださいますと、昇任等の部分で管理職、主幹教諭、指導教諭のところで求める人材の部分ですが、高い倫理観を有する者ということで、管理職等の不祥事が続くことが今年度もございましたので、その部分について明記をさせていただきました。それ以外の部分については、昨年と同様です。

同じく、9ページ、10ページが、県立学校教職員の人事異動実施要領です。同様に11ページ以降に昨年度との比較ということで準備させていただきました。県

立学校につきましては、11ページの(8)に1点、転任の部分ですが、新たな方針をお示ししています。

「新規に採用した教員のうち、競技力の向上や運動部活動の強化に特に資する教員の転任については、平成33年の国民体育大会までの間、上記(5)によらないものとする。」ということです。

上記の(5)とは、転任の(5)で、「新規に採用した教員については、採用後3年ないし6年の間に転任することを原則とする。」という、これが基本的原則になっておりますが、国民体育大会の関係等がございますので、ここの部分についても関係する職員の人事異動については、少し弾力的にということで、実施したいと考えております。

人事異動の基本方針とそれぞれの小中学校、県立学校教員の実施要領についての説明は以上ですが、今後の教職員の人事異動のスケジュール等についてご説明をさせていただきます。

本日、ご審議いただいた後、県立学校の学校長、市町の教育委員会を通じて小中学校長にこの内容を周知させていただきたいと考えております。校長は11月下旬に人事異動基本方針及び実施要領を所属の職員に周知し、12月上旬に希望調書を配付する段取りになります。教職員は希望調書に転出を希望する学校名や市町名、家族の状況等、異動に関する情報を記入して、年内を目途に作成し、その希望調書は、県立学校は校長から教職員課の人事担当へと、小中学校につきましては、市町教育委員会、県教委の市町教育支援・人事担当へ提出していただきます。その後、県立学校は、人事担当が校長から次年度の学校運営に係る人事配置の聞き取りを複数回行います。小中学校の場合は市町教育委員会が中心になります。

これらの作業を1月から3月の初めにかけて実施させていただき、目途としては3月中旬に内示の予定です。3月の教育委員会定例会では、管理職の異動について議題という形で提案をさせていただき、一般職の異動については、報告題として報告させていただく形で進めたいと考えております。

【質疑】

委員長

本件に関してご意見、ご質問はよろしいですか。

森脇委員

10ページですが、確か去年は新規採用の場合、ある一定数は出身地に配属する方針ではなかったかと思いますが、今年は変わったのでしょうか。

教職員課班長

今、ご指摘いただいた10ページのところは、県立学校教職員の人事異動でございまして、県立学校は昨年度と変わらず、原則として出身校、出身の地域以外の配置とさせていただきます。

委員長

その背景、どういう理由か改めて質問ですが、もう一度お聞かせ願えませんか。

教職員課班長

多様な校種、教科を経験していただきたいこと、それから、最初、ご自分の出身の近くのところに配属させていただくと、ずっとその近くで一生終わるとか、その近くでの異動になると思いますので、いろんなところを経験していただいて、戻っていただくのは問題ないと思っています。一応、県立はそのようにさせていただいております。

森脇委員

市町はどうですか。

教職員課班長

小中学校は昨年度、各市町教育委員会から地元で講師経験のある者を地元へという要望があり、今後、新規採用教員については、出身地や生活の本拠地への配置も可としますが、先ほど県立人事担当が申し上げた人材育成の観点から出身地や生活の本拠地以外へも配置に努めるという形に改めさせていただきました。

教育長

例えば、亀山市や桑名から地元の市の出身の者を1人でも2人でも置いてほしいということで、地元の出身でない人が来てもらって一人前になったと思ったらよそへ出て行くのがどうかというのが一点と、地域の実情を知っている人が1人でも2人でもいてほしいというのがあって、試験的に去年からここを緩めたということで、小中が特に言われておまして、ただ、小中も県立もそうですが、例えば、尾鷲や熊野で県立高校で尾鷲市、熊野市出身の者がいるかということ、いない場合は、当然よその市町から回さざるを得ないということで、人事異動のローテーションと地元・地域のことを知ってほしいという小中の市町教育委員会の思いを受けとめて、こういうような過渡的なことになっておる、特に小中学校の教職員についてはそういうことです。

森脇委員

了解しましたが、実際にはどれぐらいの、例えば10分の1とかの人数が配置されたかというのは聞かせてもらえませんか。

教職員課班長

小学校225名採用の中で6名、中学校は136名の採用の中で8名の方を出身地域に配置をさせていただいております。

森脇委員

分かりました。ありがとうございます。

柏木委員

2点、意見ですが、私も以前から特別支援教育の充実ということで、支援学校と一層の交流を図るのはとても大事なことだと思っていたので、できる限り市町の教育委員会にも頑張ってくださいということをやっていこうということを、ちゃんとお話をしていただきたいと思うことと、三重県全体のいろんなもののレベルアップのためには、校長先生のリーダーシップは欠かせない。それを水平展開するためには、異動や昇任がとても大切になると思うので、とてもいいことが書いてあるので、これをもとにして昇任試験も頑張ってください、配置のほうもしっかり市町にもお話ししていただきたいし、一説によると、いつも定年間近の校長先生ばかり配属

される学校があったりということも時々聞くことがあるので、しっかり配置に関しては適正にしていただければと思いますので、強く強くお話ししていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員長

強く強くということですので。

私から1点。いろんなところに特に管理職、主幹教諭のところ、アンダーラインを敢えて引いていただいている「高い倫理観を有する者」ということが前年度までに比べて入れられている。なおかつ、アンダーラインも一番目、アのところに入っている。この背景を教えてくださいませんか。

教職員課長

本当にお恥ずかしい話ですが、昨年度、27年3月に県立学校長が前任校の教頭時、同窓会費の私的流用で懲戒処分になったり、5月には松阪市ですが、校長が小学校の学校徴収金を私的流用したという、管理職の不祥事が続いた現状がございました。そういう中で、本来、当たり前のことですが、敢えてこういうことを入れさせていただいて、今年の校長、教頭職の求める人材のところにも一番に「高い倫理観」ということを示させていただいて、実際の面接等においても、こういう部分も総括して確認するという形で選考を進めさせていただいております。そんなところも踏まえて、今般の人事異動についても、昇任なりの部分について、この部分はどうしても大事な部分としてみたいということで入れさせていただきました。

委員長

これは私の個人的な意見ですが、もともと僕らの育ってきた時代というのは、学校の先生は聖職ということだった。これは三重県がという意味ではないですが、いろんなところで先生自身のモラルを問われるような、それ以上のことも起きていますので、ここへ入れるのは別に反対ではないですが、逆に言えばちょっと寂しいと。入れなければいけないかという、ここに書いていただいているのは管理職あるいは指導教諭とか指導的な立場の人のところにこれを入れていただいているんですかね。

教職員課長

主幹教諭、指導教諭であれば教員のリーダーとして学校で研修をしていただいたり、いろんなことをしていただく立場でございまして、そういう立場に登用する職員については、当然に、ほかの職員以上にこういう感覚は持っていただく必要があるということで、お恥ずかしい話ですが、入れさせていただいたということでございます。

委員長

聖職という言葉が死語にならないように三重県教育委員会は頑張ってお願したいということが一つ。

もう一つ、要望ですが、いろんな学校を見学させていただいて、冒頭の基本的な考え方のところ、1ページ、校長の意見を尊重するというのが2番に入っているかと思いますが、校長先生の学校運営がすごく出ているところはいいなと私は体感しているような思いです。このあたりは教育委員会が後ろ盾になって、自信を持って

校長先生が学校運営できるように後ろ支えするのも大事かと思います。よろしくお願ひいたします。

岩崎委員

大体皆さんがおっしゃったとおりで。ただ、参考のために、先ほどあった3名、6名というのは、どのあたりで配置をされたのかというのは、そこまで分かりませんか。差し支えない範囲でお願いします。6名、8名でしたか。アバウトな話で結構ですが。

教職員課班長

小学校としては四日市市、松阪市が4名、中学校は桑名市が1名、鈴鹿市で2名、津市で1名、松阪市で教諭として3名で、あと、養護教諭を1名です。

委員長

よろしいですか。各委員からいろんな意見や要望も出たかと思います。膨大な作業になると思いますが、適正配置をよろしくお願ひしたいと思います。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第35号 職員の人事異動（市町立小中学校）について（非公開）

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

報告1 平成28年度当初予算の要求状況について（非公開）

教育財務課長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議事項

報告2 事務局職員の人事異動報告について（非公開）

教職員課長が説明し、全委員が本報告を了承する。